

各種手続の特徴等

各種制度	区分	概要
共同研究	目的	民間等外部機関と大学の研究者が、 共通の課題について対等な立場で取り組むこと を目的とする形態です。
	研究成果	共同研究の結果生じた研究成果については、原則共有としますが、持分等については成果創出への貢献度に応じて協議させていただきます。また、共同研究の場合、その成果について学会や論文等で発表する際に、民間等外部機関の研究者等も連名となることも可能です。
	間接経費	直接経費の10%に相当する額を間接経費としていただいております。この直接経費とは、研究そのものに使用する経費です。一方、間接経費とは、研究そのものには充当されず、光熱水料、研究で使用する大学のインフラ維持経費等として学園全体の見地から使用するものです。
	経費の繰越	契約期間内であれば年度を越えても執行することができます。
受託研究	目的	大学の研究者が、 民間等外部機関から研究課題とプロトコルの提示を受け、研究費の拠出を受けて研究や調査を実施 し、その結果等を民間等外部機関へ報告することを目的とする形態です。
	研究成果	受託研究の結果生じた研究成果については、原則共有としますが、持分等については成果創出への貢献度に応じて協議させていただきます。
	間接経費	直接経費の10%に相当する額を間接経費としていただいております。この直接経費とは、研究そのものに使用する経費です。一方、間接経費とは、研究そのものには充当されず、光熱水料、研究で使用する大学のインフラ維持経費等として学園全体の見地から使用するものです。なお、外部機関が公的機関の場合は、直接経費のみとする場合もあります。
	経費の繰越	民間等外部機関からの場合は契約期間内であれば年度を越えても執行することができます。一方、国、外郭団体、自治体等については、複数年契約であっても年度ごとの精算となります。
奨学寄附金	目的	民間等外部機関や個人から” 対価性のない一般的な寄附金 ”を受入れ、学術研究や教育の充実に広く活用することを目的としています。民間等外部機関は法人税から税額控除を受けることができます。 なお、昨今税務署や会計検査院等では、 奨学寄附金に対価性が見られるものは寄附ではなく受託研究や学術指導等の扱いであると指摘されるケースがある ようです。最悪のケースは、脱税行為としてみなされ、追徴課税となる場合も増えてきているようですので十分御注意ください(寄附は控除されますが、経費は課税対象となります)。
	研究成果	奨学寄附金による研究等の結果生じた発明については、寄附金という性格上、原則学園に帰属します。また、研究成果や具体的な研究の遂行等々の報告についても、上記同様寄附金という性格上、大学側は義務を負いません。
	間接経費	奨学寄附金には間接経費は発生しません。
	経費の繰越	年度の繰越に制限はありません。
学術指導	目的	民間等外部機関からの要請を受けて、本学の研究者が 本務の一環として民間等外部機関の研究開発等に対する指導(学術指導)や、近い将来的に共同研究を検討する際のフィージビリティ・スタディ を目的とする形態です。
	研究成果	学術指導の結果生じた研究成果については、原則共有としますが、持分等については成果創出への貢献度に応じて協議させていただきます。
	間接経費	直接経費の10%に相当する額を間接経費としていただいております。この直接経費とは、研究そのものに使用する経費です。一方、間接経費とは、研究そのものには充当されず、光熱水料、研究で使用する大学のインフラ維持経費等として学園全体の見地から使用するものです。
	経費の繰越	契約期間内であれば年度を越えても執行することができます。
寄附講座	目的	民間等外部機関から 寄附金や人材を受入れ、本学の学術研究等の充実に広く活用することを目的 としています。この寄附講座で特任教員を雇用して研究活動を実施する場合、当該特任教員の給与等はすべてこの寄附金でまかなわれます。
	研究成果	寄附講座教員等が行った研究成果については、学校法人麻布獣医学園職務発明取扱規程の定めるところによります。その他については別途協議させていただきます。
	間接経費	寄附金額の一定の%に相当する額を間接経費としていただいております。間接経費とは、研究そのものには充当されず、光熱水料、研究で使用する大学のインフラ維持経費等として学園全体の見地から使用するものです。
	経費の繰越	契約期間内であれば年度を越えても執行することができます。